

設備・機械の導入時に活用可能な
税制特例があることをご存じですか？

中小企業経営強化税制

「経営力向上計画」に基づき、設備・機械を取得した場合に、
税制上の優遇措置が受けられます。

中央畜産会では、手続きに必要な「生産性向上要件証明書」
の取得が可能です。お気軽にご相談ください。



畜産クラスター事業
と併用して活用可能

措置の内容

即時償却 又は **取得価格の 10% (※1) の税額控除** を選択することが可能

(※1) 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%

活用例

資本金 2,000 万円の法人が、3,000 万円（耐用年数 10 年）の機械設備を導入した場合

① **3,000 万円の即時償却**（取得価格の 100% の経費計上が可能）

又は

② **最大 300 万円を法人税から控除**（法人税額の 20% が上限）

● 税額控除の上限額を超える金額については、翌事業年度への繰越しが可能

● リースで機械導入を行う場合は、②の税額控除が選択可能

（赤字の企業も利用可能）

対象となる設備（機械装置の場合）

- 価格が **160 万円以上**
- 販売開始から **10 年以内**
- **生産性 (※2)** が旧モデル比平均 **1 % 以上向上** する設備

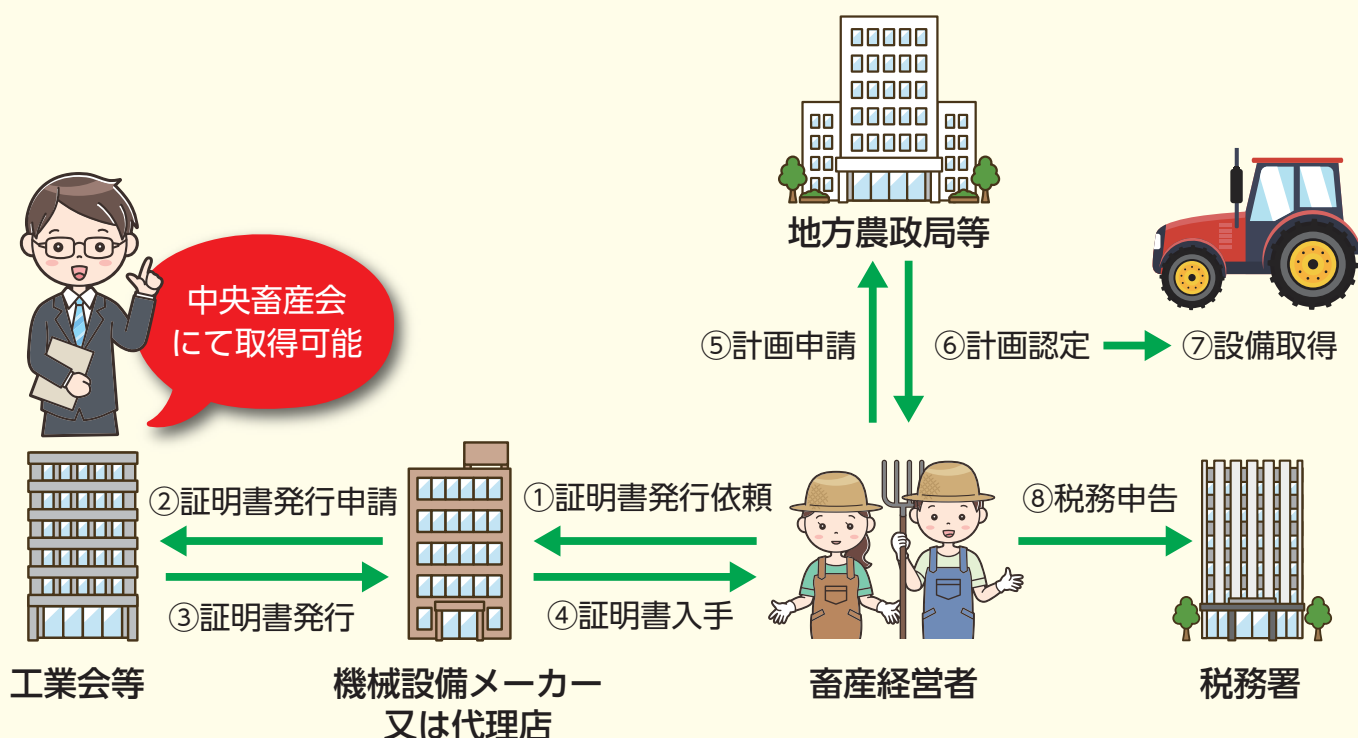
(※2) 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コストのいずれかにより評価

生産性向上要件証明書
の取得が必要

手続きの流れ

ポイント

- 「経営力向上計画」の認定を受ける（畜産経営者）
- 「生産性向上要件証明書」を取得する（機械設備メーカー、代理店）



経営力向上計画の申請手続きのご案内

農林水産省 中小企業等経営強化法等による支援

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html



農林水産省 HP

生産性向上要件証明書の申請手続きのご案内

中小企業庁 工業会等による証明書について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>



中小企業庁 HP

中央畜産会 生産性向上要件証明業務について

<https://jlia.lin.gr.jp/info/archives2234/>



中央畜産会 HP

この資料に関するお問合せ先

公益社団法人 中央畜産会 資金・経営対策部 前原

TEL : 03-6206-0833 FAX : 03-5289-0890 Mail : k_maehara@jlia.jp